和歌山県新興感染症対応力強化事業補助金QA

最終更新日: 令和6年6月26日 : 今回追加・変更部分

No	質問	回答
	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はあり	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
2	ますか。 キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になりますか。	せん。 対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合(設備整備費に該当する場合)は、補助対象になりません。
3	個人防護具保管庫については、イナバ物置のような倉庫はどのような扱いになりますか。	対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うな ど、建築物として整備する場合は補助対象となります。
4	内示はいつ頃になるのか。 また、事業はいつから着手できるのか	厚生労働省において、令和6年6月以降、採択があったものについて県から内示します。 事業着手は内示後となります。
5	令和7年度以降に整備が完了する計画であった場合、該当事業計画 を提出しても補助採択されないという理解でよろしいでしょうか。	本事業は令和7年2月28日までに完了させる必要があります。
6	イナバ物置のような倉庫について、地面に基礎を作り、その上に固定するものは、建築(増築)工事に該当する(=補助対象となる)という認識で相違ありませんか。	物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
7	病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供に係る協定を締結 する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防 護具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるもの と考えていますが間違いありませんか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において新型コロナウイルス感染症流行期(令和4年12月)の1か月分当たりの所要量の2倍以上の個人防護具の備蓄を定めていることが要件となります。
8	個人防護具保管施設の整備の補助対象となる薬局を確認させてください。 薬局の医療措置協定のメニューにはオンライン服薬指導がありますが、オンライン服薬指導のみの協定を締結する薬局であっても補助の対象となりますか。	自宅療養者等の医療の提供に係る協定を締結し、協定において新型コロナウイルス感染症流行期(令和4年12月)の1か月分当たりの所要量の2倍以上の個人防護具の備蓄を定める薬局であれば補助対象となります。
9	建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置 するのみの場合は補助対象になりませんと記載されていますが、備 蓄倉庫を建築し、その内部にキャビネット等を設置する場合は、一 体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょう か。	付属設備として一体的に整備する場合は補助対象となります。
10	薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象となりますか。	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であっても、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないと考えていますが、具体的な事例があれば個別にご相談ください。
11	以下の2つの条件の両方を満たすものは補助対象と考えてよろしいか。 1. 建築確認が必要なもの(ただし、10平米以下の建築物であり、かつ建築位置が防火地域もしくは準防火地域ではないものは不要) 2. 固定資産税が発生するもの(以下の3つの条件すべてを満たす場合) ・屋根があり、三方以上外周壁や建具で囲われていること(外気分断性) ・基礎等で土地に固定されていること(土地定着性) ・居住、作業、貯蔵等に利用できる状態にあること(用途性)	整備対象が建築物に該当するかどうかを含め、建築基準法に関することについては、県健康推進課では判断できませんが、建築確認申請等が必要なものかどうかではなく、建築物を整備する場合は補助対象となります。 ※建築確認申請等については、下記へお問い合わせください。 ●和歌山市:和歌山市役所建築指導課(073-435-1100) ●海南市・紀美野町:和歌山県庁建築住宅課(073-441-3185) ●紀の川市・岩出市:那賀振興局建設部建築グループ(0736-61-0030) ●橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町:伊都振興局建設部建築グループ(0736-633-4922) ●有田市・湯浅町・広川町・有田川町:有田振興局建設部建築グループ(0737-64-1299) ●御坊市・美浜町・日高町・由良町・日高川町・みなべ町・印南町:日高振興局建設部建築グループ(0738-24-2918) ●田辺市・白浜町・上富田町:西牟婁振興局建設部建築グループ(0739-26-7922) ・すさみ町・串本町・古座川町:東牟婁振興局串本建設部建築グループ(0735-62-0755) ●新宮市・那智勝浦町・太地町・北山村:東牟婁振興局新宮建設部建築グループ(0735-62-0755)
12	個人防具保管庫を建築物として整備する際、併せて、 ・換気扇や電気設備の整備 ・PPEのケースを置くためのラックの取り付け などを行うことが考えられますが、建築物たる保管庫に付属する ものであれば、これらの費用も補助対象経費に含めてよろしいで しょうか。	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。

13	薬局などで複数の店舗がある場合、いずれかの店舗に共用の保管庫を整備することが考えられますが、そのような場合も補助対象としてよろしいでしょうか。	各協定締結医療機関において個別に保管スペースを確保できない場合であって、県内の協定締結医療機関によるものであれば、共同での整備も対象になるものと考えていますが、具体的な事例がある場合には、個別に県にご相談ください。その場合は、保管施設を設置する代表医療機関が申請し、代表医療機関に対して補助を行うことを想定しています。なお、複数の医療機関・薬局等が共同で使用する際も、各医療機関・薬局等が、県とそれぞれ協定締結(協定書の取り交わし)を行い、を協定締結医療機関における使用量の報告による所有権の明確化・管理が必要となります。
14	上記No. 6の回答において、「物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。」とありますが、物置を購入し、建築物として整備する場合は、物置の購入費についても工事に要する費用に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	左記の場合における物置の購入費については、「工事費又は工事請負 費」として整理し、補助金の対象経費として含めることが可能です。
15	個人防護具保管施設の規模に具体的な大きさの制限はあるのでしょうか。	施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への 医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な範囲(協定で定める 個人防護具の備蓄に必要な大きさ)であれば特段制限を設けていませ ん。
16	個人防護具保管庫を移設させることが判明している場合、補助の対象とはならないのでしょうか。	施設の耐用年数未満で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の一部を返還していただく場合があります。
17	個人防護具保管スペース確保のための建物改修として、天井下に枠 を設けるような改修は、「施設」整備に該当するのでしょうか。	医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行う場合は、本補 助金の対象となり得ます。
18	現在、CT室として機械を設置している部屋について、新興感染症への備えも含め、CTを撤去し、発熱外来用と個人防護具の保管スペースに改修することを検討しています。 CTの撤去工事と保管スペース確保のためのパーテーション設置を考えていますが、補助対象となるのでしょうか。 一方、CTの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となるのでしょうか。 また、補助対象となる場合は撤去工事費用全体のうち、発熱外来と保管スペースの面積により按分して対象となるのでしょうか。	建物工事として整備するのであれば、補助対象となります。 CTの撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と 同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、機器の撤去 のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外になります。 補助対象は、全体から保管スペースとして整備する面積を按分した金 額になります。
19	ておくことは可能でしょうか。 (契約は内示後)	内示後に契約を締結し、補助事業を開始するのであれば、内示前に入 札等で業者を選定しておくことは可能です。
20	今ある既存の部屋を個人防護具保管施設として改修 (整備) したいが、補助対象になるのでしょうか。	既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となり得ますが、単なる老朽化を理由としたものは対象外となります。
21	既存の建物を2者共有で購入し、自社の占有面積部分を、個人防護 具を保管するスペースとして、改修する工事は、補助対象となるの でしょうか。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人 防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
22	個人防護具保管庫のための施設改修を予定しており、具体的には、機械室の類の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中です。次の内容について、補助対象となるのでしょうか。 1 機械室の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置 2 機械室の入り口から保管庫までの通路の改修(通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの)	個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース 確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は 補助対象となりません。
23		取り壊し費用のみであれば対象外ですが、新築するために既存建物を 取り壊す場合は補助対象となり得ますが、単なる老朽化を理由とした ものは対象外となります。

1		
24	「設計その他工事に伴う事務に要する費用」は補助対象外経費となるとのことですが、例えば、(1)医療機関が、設計契約と工事契約を別々に発注する場合、工事契約のみが補助対象となるのでしょうか。 (2)医療機関が、設計と工事を一つの契約で発注する場合、費用の内訳中、設計に係る部分を除いた額が補助対象となるのでしょうか。 (3)一般管理費や現場管理費は工事費の一部であり、補助対象費用であると認識しておりますが、「その他工事に伴う事務に要する費用」として補助対象外となる費用はどのようなものがあるのでしょうか。	設計費用は補助対象となりません。個別整備事案に疑義がある場合には、具体的な疑義内容を整理のうえ、県へご照会ください。
25	個人防護具保管庫の設置にあたって、設置場所の整地工事費も補助 の対象となるのでしょうか。	整地費用は補助対象となりません。
26	開設者が同じで、同敷地内にあるA病院とB病院について、A病院は補助対象となる協定を締結しているが、B病院は補助対象となる協定を締結していない場合に、A病院がB病院分のPPEも一括購入して備蓄するための保管施設を新築する場合、保管施設全体を補助対象とすることができるでしょうか。それとも、B病院の備蓄に要する部分は補助対象外となるのでしょうか。後者の場合で、工事費をA病院分とB病院分と明確に分けることができない場合には、全体が補助対象となるのでしょうか。それとも、備蓄数量などに応じて按分のうえ、A病院分のみを補助対象経費とすることになるのでしょうか。	協定を締結しないB病院分の備蓄に要する部分は補助対象となりません。按分等が可能かどうかは個別案件として、県までお問い合わせください。
27	個人防護具保管施設について、敷地面積の都合から2階建てとする ことは差し支えないでしょうか。差し支えない場合、基準額計算上 の面積の考え方は延べ面積としてよろしいでしょうか。それとも、 1階の面積のみとなるのでしょうか。	2 階建ては可能です。敷地面積は延べ床面積となります。
28	建物の新築や増築工事に伴い、障害物の撤去や、土地の造成(傾斜を平らにする)が必要な場合、これらの費用は補助対象となるのでしょうか。	土地の造成は補助対象外です。
29	個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認 申請の費用は補助対象経費になるのでしょうか。	建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。
30	建物ごと新築工事を行う場合であっても、そのうちPPE保管場所の 工事部分については補助対象となると考えてよろしいでしょうか。	協定締結医療機関に整備する場合には、新設する場合であっても補助対象となります。
31	「医療機関内 (=既存の建物) に改修工事を施し、棚等を設置する 場合」等は、「建築工事ではないものの、工事は要しているため、 補助対象となり得る」と理解してよいでしょうか。	医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行い、「工事費」 として計上できる場合は、本補助金の対象となり得ます。
32	対象となるのでしょうか。 それとも、開設者が所有する土地に整備する必要があるのでしょ	協定締結医療機関内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関と同一の借地内にある駐車場の一角に個人防護具保管施設を整備する場合は、本補助金の対象となり得ますが、借地等に関する個別の案件の適否については国へ照会する必要があるため、まずは県までお問い合わせください。
33	あって、その物置が建築物に該当することについて、事業者から市	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、建物整備の 工事に要する費用が補助対象になります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど 建築物として整備する場合は、補助対象となります。

		T T
34	次の例の場合、本補助金の対象になるのでしょうか。 【状況】 ・診療所はビルの2階だが、2階には保管施設を整備する場所が確保できない。 ・そのため、同ビルの3階の居住スペース倉庫(2.33㎡)を整備したい。・3階の居住スペースは現在空き家で、2024年秋から診療所の開設者が居住する予定。・ビルの敷地は開設者、ビルは開設者が取締役を務める有限会社の所有です。ビルは4階建てで、1階は薬局と居宅介護支援事業所が賃貸で入っており、4階は開設者が有限減会社から賃貸して使用している。 【質問】ビル3階の居住スペース倉庫を保管施設として下記の工事を行う場合、補助対象になりますか。 ①入口ドアを取り替える。築40年で戸のしまりがよくなく(東日本震災の影響か)、また戸の下の方が長年にわたり雨にさらされたため劣化しており、中にほこりが入ってしまうため。 ②倉庫内部の棚を塗装し直す。現状、棚は木材そのままで表面がざらざらしており、PPE備蓄に適していないため。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない居住スペースを改修して個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
35	次の例の場合、本補助金の対象になるのでしょうか。 【状況】・クリニックの敷地外に個人防護具保管施設を設置予定です。・クリニックの敷地内に施設を設置するスペースが少ないことから、クリニックの院長が居住している近接の事務所に設置を予定しています。・事務所はクリニックから3~4kmほど離れているが、院長が居住していることもあり、有事の際に防護具をクリニックに持ち運ぶことは容易です。・当該事務所の所有者は、院長またはクリニック名義のいずれかです。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人 防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
36		補助対象となる面積は、建物床面積ではなく、改修を行う面積です。 また、廃棄費用のみであれば対象外ですが、改修するために建物内の 廃棄物を処理する場合の費用は補助対象となります。
37	施設整備の補助対象面積は実際の工事面積を想定しているとのことですが、間仕切り等の整備については、工事面積が曖昧になります。その場合、事業者に面積を算出してもらうということでよろしいでしょうか。工事面積の算入基準等があればご教示ください。	事業者に面積を算出いただき、本補助金の趣旨に照らし、補助対象面 積として適切と考えられるものを工事面積としてください。
38	存構造物の取り壊し・棚設置等)は補助対象になりますか?	診療所内に個人防護具保管スペースを整備する場合には補助対象となり得ます。 なお、本補助事業は、協定締結医療機関への補助であり、居宅を整備することはできません。
39		当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、具体的な事例がある場合には、個別にお問い合わせください。
40	A部屋を個人防護具保管施設として改修するにあたり、A部屋の機能をB部屋に移す必要があるケースがございます。その場合、B部屋の工事費は対象外という認識で相違ないでしょうか。	B部屋は個人防護具保管施設ではないため、補助対象とはなりません。
41	本件補助対象として、「個人防護具保管庫の設置等に要する工事費 又は工事請負費」が該当するとなっていますが、「工事費」の考え 方として、例えば、診療所や薬局の休憩室や待合室等の開いている 空間を間仕切りし、収納棚などを設置して個人防護具保管施設とし て改修することも含まれると考えてよいでしょうか。	個人防護具保管スペース確保のための建物改修の場合には補助対象となり得ます。
42	建築確認等を伴わない単なるリフォーム (例えば、壁を塗ったり、 扉を付けて施錠する等) により個人防護具保管施設として整備する ことは補助の対象となると考えてよいでしょうか。	壁面塗装や扉の施錠等の改修をしなければ、個人防護具を保管することができない場合には、補助対象となり得ます。

	ウェニュー は カー は 本田 ゴート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	古て)を個上門鎌月月悠々。 マネが四キャロヘーロ 14m ログ・)
43	床下収納を増設し、備蓄場所とする改修は補助の対象となるので しょうか。	床下に個人防護具保管スペースを確保する場合には、補助対象となり 得ます。
44	壁面などに備蓄庫を備え付ける工事は補助の対象となるのでしょうか。その場合、備蓄庫は工事代に含めてよいでしょうか。	「工事または工事請負費」として整理することは可能です。
45	診療所や薬局敷地内ではなく近隣の土地(診療所や薬局経営者の所 有地)に個人防護具保管施設を整備する場合、本件補助の対象とな るでしょうか。 また診療所や薬局敷地内ではなく近隣の土地(賃貸)に個人防護具 保管施設を整備する場合についても、本件補助の対象となるでしょ うか。	当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、近隣地や借地等に関する個別の案件の適否については国へ照会する必要があるため、まずは県までお問い合わせください。
46	管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」が該当するとなって いるが、「工事請負費」の対象となる事項を具体的にご教示くださ い。	本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、医療機関が 建設事業者に工事を発注した費用が「工事請負費」です。
47	・個人防護具保管施設の新築工事にあたり、消防法に基づき消防設備工事が不可欠の場合、その工事費は附帯工事として補助対象に該当すると考えてよろしいでしょうか。 ・また、消防設備工事が附帯工事に該当する場合であっても、消防申請立合費等の手続きにかかる費用は補助対象外と考えてよろしいでしょうか。	消防設備工事が不可欠であって、かつ、建物への工事として一体的に整備する場合は、補助対象となり得ます。ただし、その場合であっても、手続きに係る費用は補助対象外となります。
48	個人防護具保管施設の建築に当たり必要不可欠となる地盤調査費、 測量費、既存不適格建物調査費等の調査費用は、工事そのものでは なく手続きに係る費用と考えられることから、補助対象外と考えて よろしいでしょうか。	調査費用は補助対象外となります。
49	個人防護具保管スペース確保のための建物改修について、補助対象となるスペース確保の手段はどのようなものを想定しておりますでしょうか。例えば、以下のような方法が考えられますが、いずれも補助対象とすることは可能でしょうか。保管スペースの具体的な要件がございましたらご教示をお願いします。 ①壁で四方を囲い保管スペースとしての部屋を新たに整備する②壁で三方を囲い保管スペースを確保する③カーテン等を取り付け、既存の空間から区切りスペースを確保する④律付けの棚を設置し、保管スペースとする	具体的な要件は定めておりませんが、施設整備費の補助対象は「工事費又は工事請負費」であり、棚等を設置する際に工事を伴う必要があります。 その上で、お示しいただいた①~④のスペースが補助対象となるか否かは、協定で定める備蓄量を保管でき、かつ、対象となる物資をメーカー等の定める保管方法により適切な環境下で保管可能であるかも含め、個別にご判断いただくことになります。
50	保管物品の品質保全のため中に空調設備を設置する場合、その空調 設備の購入代金及び設置費用は補助の対象となりますでしょうか。	保管庫の付属設備として一体的に整備する場合であって、個人防護具の保管に当たり空調設備を設置する必要性が合理的に説明できるのであれば、補助対象となります。
	薬局の本店と支店の距離が近く、支店に保管庫を設置するスペースがないため、本店の敷地に、本店分及び支店分の防護具をあわせて保管するための保管庫を設置する場合、本店と支店で補助金の交付申請を分ける必要があるのでしょうか。また、分けて申請する必要がある場合、本店と支店とで工事面積の分割もしくは工事費用の案分が必要になるかと思いますが、分割及び案分方法のご教示をお願いします。	本店の敷地に整備した保管庫を共同で使用するのであれば、本店から 申請いただくようお願いいたします。
52	既存の院内のスペースや既存の保管庫等の改築又は改修(新築ではなく、例えば、「診療所内にある昔のレントゲン暗室をPPE用倉庫へ転換」、「既存の保管庫の老朽化に伴う雨漏り防止改修」、「既存保管室内の湿気対策のための内装工事」、「院内の空きスペースに現存する柱等の撤去工事」、「院内の広いスペースの一部に仕切りを設けることにより、個人防護具の保管スペースを創出」等)に要する費用は、補助の対象となるのでしょうか。	個人防護具保管施設の整備については、既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となり得ますが、単なる老朽化を理由とした改修は対象となりません。
53	上記34において、「医療機関ではない居住スペースを改修して個人 防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。」とある ことにつきまして、病院等の敷地内にある既存の建物(旧職員宿 舎、車庫など。医療を行う建物ではない)を保管施設に改修する場 合は、補助対象と考えてよいでしょうか。(元の用途では使用せ ず、専ら個人防護具保管施設として使用します。)	個人が所有する建物ではなく、病院が所有する建物(旧職員宿舎、車庫など)を個人防護具保管施設に改修する場合には、補助対象となります。

同一の法人が、「病院」と「訪問看護事業所」を運営しており、医 療措置協定は、「病院」と「訪問看護事業所」が、それぞれ締結し 病院と訪問看護事業所が、新興感染症対応力強化事業の すしていますが、事業計画書は、「病院」と「訪問看護事 います 新興感染症対応力強化事業は、協定締結医療機関を運営する法人に対 いょ 9。 病院と助向有護事業所か、新興&と症対応力強化事業の活用を検討していますが、事業計画書は、「病院」と「訪問看護事業所」が、それぞれ作成する (=事業計画書の提出は2つ) のでしょうか。それとも、同一法人であることから、病院と訪問看護事業所の2施設分をまとめて、法人として事業計画書を作成して良い(1) 事業記冊書の提出は、2005年 人の表現ないのない。 して補助するのではなく、協定締結医療機関に対して補助を行うものですので、事業計画書は、協定締結医療機関である、病院、訪問看護 事業所、それぞれに作成いただければと思います。 (=事業計画書の提出は1つ) のでしょうか。 イナバ物置の設置工事を行う場合、土地に定着させる工事の規模で すが、大きめのブロックを地面にコンクリート等で固定し、その上 に物置を設置し固定するという程度の工事でよいのでしょうか。そ 「工事費」として計上できると認められる場合は、補助の対象となり 55 得ます れともコンクリート等で基礎を作ってその上に固定する工事が必要 となるのでしょうか。 ①現在、診療所に部屋を増築して倉庫を設置する予定としておりま 増築した部屋(倉庫)のうち、一部の場所のみPPE保管場所に 使うことは可能でしょうか。 ①増築した倉庫内において、他の物品保管スペースとは別に個人防護 具の保管スペースとして範囲を特定できる場合には可能です。 ②可能な場合、補助対象としてPPE保管場所に使う部分をあらかじめ平面図に明記させるとともに、整備後は、保管庫内でその部分について特定できるよう、テープ・パーテーション等により区分けを ②個人防護具保管スペースが特定できるようにしておく必要がありま 56 しておく必要があると考えてよろしいでしょうか ③②による区画面積に基づき、お示しいただいた方法で算出いただく ③また①で一部の場所のみ使用することが可能な場合、補助対象となる金額は、工事費から対象外経費(事務に係る経費)を差し引い こととなります。 た上で、整備面積全体に占めるPPE保管場所の面積で按分すること により算出すると考えてよろしいでしょうか。 上記10で「初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保 上記10で「初期対応の趣音に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に体管スペースを確保できない場合であっても、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないと考えていますが、具体的な事例があれば個別にご相談ください。」とされていることから、以下の個別事案につい 対象となるか御教示ください。 【状況】 医療機関種別:訪問看護事業所 ・賃貸ビルで訪問看護事業所を開設しており、敷地内に保管場所が 補助対象となり得ると考えます。 57 開設者が所有する、法人登記している住所の敷地内 ・そのため、 保管倉庫を設置したい。 ・訪問看護事業所から保管庫建築予定の敷地までは1.4kmであり 医療機関では有事の際のPPE取り出しには支障がない距離と考えて 【質問】 「泉向」 上記の場合、敷地外であっても近隣の所有する敷地のため、補助対 象になると考えてよろしいでしょうか。 医療措置協定を締結する訪問看護事業所が、当該訪問看護事業所において使用する個人防護具保管施設として、当該法人が所有する土地 (有料老人ホームの敷地内)に設置する場合には補助対象となり得る 訪問看護事業所の個人防護具保管施設につきまして、訪問看護事業 所の敷地が狭いことから、開設者を同じくする有料老人ホームの敷 地内(もしくは建物内)に保管施設を整備したいと考えております と考えます 有料老人ホームの建物を改修して保管施設を整備する場合に (※当該老人ホームの敷地は開設者の所有でなく借地)。設置場所 は、当該改修は、協定締結医療機関(訪問看護事業所)の改修工事ではありませんので、補助対象にはなりません。 なお、有料老人ホームについては「有料老人ホームの設置運営標準指 が医療機関ではありませんが、開設者の居宅というわけではありません。 せん。また、車で数分の距離であり、感染症対応するに当たって支 58 障はないものと考えられます。この場合は、補助対象となるので 導指針について」(老発第0718003号厚生労働省老健局長通 しょうか。 知)等の定めがあります。有料老人ホームの敷地内(もしくは建物内)に個人防護具保管庫の整備を行うことで、これらの定めに反することとならないか、所管部局へご照会ください。 建築基準法を所管する部署へ確認したところ小さな倉庫(面積が3.3㎡以下のものであって最高の高さが1.4m以下のもの、又は奥行きが1m以下かつ最高の高さが2.3m以下のもの)は土地に定着さ 個人防護具保管施設について、建築基準法の規定を遵守している施設 であれば補助対象として差し支えありません。 せるだけでは「建築物」に該当しないとの回答がありましたが、3 築基準法上の「建築物」と今回の補助金の交付対象となる「建築 建 物」は別の定義という理解でよろしいでしょうか。 個人防護具保管庫本体が9平米であるものの、地面をコンクリート 個人防護具保管庫の床面積となるため、補助対象面積は9㎡となりま などで固める範囲は12平米となる場合、補助金対象は9平米のみで 60 しょうか。

$\overline{\Box}$		1
61	①病院から50mほど離れたところに、同一法人の老人施設があります。病院の敷地内に倉庫を設置することが難しいため、老人施設の敷地内に個が護具保管のための倉庫を建てるのは補助の対象となるのでしょうか。 ②個人防護具保管のための倉庫の建築をする際、電気系統の工事も付帯する工事として行おうと考えているが、その分は補助の対象となるのでしょうか。	①医療措置協定を締結する医療機関が、当該医療機関において使用する個人防護具保管施設として、当該法人が所有する土地(老人施設の敷地内)に設置する場合には補助対象となり得ると考えます。ただし、老人施設の建物を改修して保管施設を整備する場合には、当該改修は、協定締結医療機関(病院)の改修工事ではありませんので、補助対象にはなりません。②当該電気系統の工事が不可欠であって、かつ、建物への工事として一体的に整備する場合は、補助対象となり得ると考えます。
62	現在、当院には、発熱外来用のプレハブコンテナが6棟あります。 (検査前待機用2棟、検査診察用2棟、検査後待機用2棟でいずれも レンタル契約です)今回の補助金を活用して一部買取、平時は防護 具の保管施設と使用し、感染症の流行時には、保管施設兼発熱外来 として使用できればと考えております。そこで質問ですが、当該プ レハブコンテナの買取費用、場所の移設費用及び土地に定着させる 工事費用すべてにおいて補助金の対象になると理解してよろしいで しょうか。	対象経費は「病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」と定めていますので、プレハブコンテナの買取費用や移設費用は補助対象とはなりませんが、医療施設がプレハブコンテナを買い取った上で、個人防護具保管施設として利用するための改修費用については補助対象となり得ると考えます。
63	問62で、「プレハブコンテナの買い取り費用や移設費用は補助対象となりません」と回答いただいていますが、使用目的が個人防護具保管のみではないため対象外となる認識でしょうか。プレハブコンテナの使用目的が個人防護具保管のみであれば、プレハブコンテナの移設費、購入費とも補助対象となると考えても良いでしょうか。	個人防護具保管庫としてのみ使用する目的で、土地に定着させる工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。なお、施設整備事業の対象経費は、交付要綱において「病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」としていますので、工事費又は工事請負費として整理できるか、ご確認ください。
	・診療所の敷地内にある2階建ての建物で、1階部分は発熱外来として使用。2階部分は、ガラス屋根構造で植木置き場に使っていたが、隙間からの雨風のもれや結露を完全に防ぐことができない。・2階の保管室の一部をPPE保管場所として使用したい(2階全体55.25㎡に対し、PPE保管場所5㎡。なお、5㎡は、協定締結するPPE備蓄量から妥当な面積と考える。)・2階をPPE保管場として使用するためには、保管室の内装の補修の他、雨水を防止するためには、外装・屋根の補修が必要になる。また屋根工事に伴い、電気照明の設置と電気設備工事が必要になる。・医療機関は、この工事は建物の老朽化のための工事ではなく、PPE保管場所に適した環境整備のための必要な工事と考えている。・2階全体を併せて工事を行う必要があるため、工事予定業者にPPE保管場所(5㎡)に係る工事の費用と、それ以外の場所(50.25㎡)に係る工事の費用を仕訳し、見積書を提出してもらった。本事案は、単なる老朽化の改修工事ではなく、PPE保管場所整備のための工事と考え、補助対象となるか。	PPE保管場所(5㎡)に係る工事の費用について、補助対象になり得ると 考えます。
65	既存の施設を取り壊したうえで、保管施設を新設し、そのうち1/2をPPE保管に用い、残りの1/2はPPE以外の保管に用いる、というような場合には、取り壊し費用と新築費用のそれぞれについて1/2の按分をすることになるという理解でよろしいでしょうか。それとも、取り壊し費用については全体を補助対象経費とすることができますでしょうか。	取り壊し費用と新築費用のそれぞれについて1/2の按分をすることになります。
66	テナントを借りて営業している薬局が、薬局の建物内に保管スペースを整備する場合にも、補助対象とはできないでしょうか。 (オーナーの許可は得ていることが前提です。)	建物に対する工事を行うことについて、オーナーの許可を得ており、 賃貸借契約書の条文等においても工事を制限するような内容が明記さ れていない場合は、薬局内に整備する保管スペースについて補助対象 となり得ると考えます。
67	個人防護具保管庫の新設に当たり、利便性の向上のために、保管庫に追加扉を設置したい。 個人防護具の保管や取り出し等の運用に当たり必要であることの説明ができれば、補助対象になり得ると考えてよろしいでしょうか。また、その新設する倉庫は面積按分にて、一部分のみ個人防護具保管的に使用する予定です。兼用倉庫であっても、個人防護具の保管や取り出し等の運用に当たり必要であることの説明があれば、補助対象になり得ると考えてよろしいでしょうか。	個人防護具を適切な環境下で保管し、また、有事の際に迅速に取り出すことを可能とするために必要不可欠と説明できるのであれば、補助対象となり得ると考えます。

で 88 た 中 外	相助対象とならない経費に ・設計その他工事に伴う事務に要する費用 とありますが、具体的にはどういった経費が含まれるかご教示いた どきたいです。 中間・完了検査費用、消防申請費用、建築確認申請費用などが対象 外経費として含まれるものと認識しておりますが、それ以外の費用 こついては工事費の一部として認めても良いでしょうか。	ご提示いただいた費用については、いずれも「設計その他工事に伴う 事務に要する費用」として、対象外経費に含まれると考えます。
69	法定福利費は事務費のひとつとして対象外という認識で間違いない でしょうか。 なお、諸経費(法定福利費を含む)として丸められている場合は 浦助対象としてよろしいか。	諸経費としてまとめられるのであれば対象となります。